



GYOSEI & CO.

2024年3月期 決算留意事項 セミナー（会計・開示編）

2024
03/22

金

14:00 ~ 16:00

受付 13:30~

中屋三井ビルディング3階会議室

石川県金沢市南町5番20号 中屋三井ビルディング3階
アクセスは [こちら](#)

参加無料 定員先着40名（1社2名様まで）

[対象] 経理部門 ご担当者

[内容]

2024年3月期決算に向けて押さえておくべき会計・開示上の留意事項につき、実務上のポイントを中心に解説を行います。

[講師]

仰星監査法人 シニアマネージャー
公認会計士 米国公認会計士

井上 敏 / Satoshi Inoue

製造業、建設業、小売業、サービス業、学校法人などの法定監査業務に従事する。

近年は、監査・会計や開示に関する質問対応、事例調査、情報発信を行う。

主な著書（共著）に、

『 Q&A 企業再編のための合併・分割・株式交換等の実務—その法律・会計・税務のすべて 』

（仰星監査法人編著、清文社、2019年）がある。

システム監査技術者、公認情報システム監査人（CISA）、情報処理安全確保支援士

申込方法

受講をご希望の方は、下記申込ページもしくは、右下の二次元バーコードからお申込みください。

<https://fs223.formasp.jp/s722/form3/>

受付が完了しましたら弊法人より自動返信メールが送信されますので、そちらのメールをご確認ください。

問合せ先

✉ hokurikuoffice@gyosei-grp.or.jp
仰星監査法人 北陸オフィス セミナー担当



2024年3月期

決算留意事項 セミナー（会計・開示編）

拝啓 貴社ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

POLARIS

仰星監査法人主催の無料セミナーのご案内です。

今回のセミナーは、2024年3月期決算の会計・開示上の留意事項をテーマに実施します。

2024年3月期から強制適用となる重要な会計基準等はなく、有価証券報告書や会社法計算書類の記載内容にも重要な変更はありません。

一方で、我が国では、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)において、サステナビリティに関する開示基準の開発が進められており、2024年3月末までに公開草案が公表され、2025年3月末までに基準が確定し公表される予定です。当該開示基準は、IFRS財団によって設立された国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)より公表されたIFRSサステナビリティ開示基準をベースに開発されています。IFRS開示基準は、現在の有価証券報告書上で求められている内容よりも、広範かつ精緻な開示を求めるものとなっています。

そのため、IFRSサステナビリティ開示基準の概要と我が国の導入の方向性を理解し、少しでもサステナビリティに関する開示を充実させることが重要であると考えられます。当該状況を踏まえ、開示2年目の取組みについて説明いたします。

また、四半期開示の見直しを盛り込んだ金融商品取引法案が2023年11月に国会で可決・成立し、各方面からも実務の方針や基準が公表されました。2024年3月期決算には直接は関連しませんが、翌期首より適用される重要な内容ですので、四半期開示制度の見直しについても解説いたします。

- サステナビリティに関する情報の開示(2年目に向けて)
 - 開示制度のおさらいと金融庁が公表する好事例の紹介
 - IFRSサステナビリティ開示基準の概要と、我が国への適用の方向性
 - 開示2年目への取組み
- 有価証券報告書における開示の留意事項
 - 未適用の会計基準等に関する注記
 - 【コーポレート・ガバナンスの状況等】における監査報酬の記載
- 四半期開示制度の見直しについて
 - 四半期開示制度の見直しの概要
 - 改正中間監査基準
 - 監査人による期中レビュー

会場スペースの都合上、ご参加いただけるのは **先着 40 名様** の限定となります。

関心の高いテーマであることから、お早めにお申し込みください。

時節柄、ご多用のこととは存じますが、皆様のご参加を心よりお待ち申し上げます。

敬 具

お申し込み方法は表面をご参照ください ▶